

労働者協同組合法施行令案及び労働者協同組合法施行規則案の 主な変更点について

前回の勤労者生活分科会（令和3年12月22日）においてお示しした、政令案及び省令案について、主に以下の修正を行っております。

【労働者協同組合法施行令案】

- ・「労働者協同組合法施行令案」及び「企業組合及び特定非営利活動法人の組織変更の登記に関する政令案」の2本の政令を制定する予定であったが、企業組合及び特定非営利活動法人の組織変更の登記に関しては「労働者協同組合法施行令案」の附則に規定することとし、労働者協同組合法施行令案に1本化を行った。
- ・労働者協同組合法第7条第2項は「2 組合は、（略）政令で定める事業を行うことができない。」と規定しているところ、この「政令で定める事業」について、当初は「労働者協同組合が行うことが適当でない事業」としていたが、「労働者協同組合が行うことができない事業」と改めた。

【労働者協同組合法施行規則案】

- ・法制的な観点からの規定振りの適正化を行った。